

疾病入院補償

疾病補償特約付
団体総合生活補償保険
共済給付金

平成26年度には総額6,988万円を会員の皆さまにお届けしました!

約12人に1人が給付・見舞金(保険金)を請求されています



毎月の掛金と 制度の特長

会員同士の
扶け合い
制度です

年齢により1ヵ月あたり

600円～3,430円

- 団体割引適用
- 疾病の入院・手術・放射線治療に対して補償
- 入院・手術証明書代として1万円をお支払い

介護医療保険料控除の対象です(経費処理する場合を除く)

日帰り入院から最高90日まで補償!

お申し込み、ご相談は

(一社)大宮青色申告会

〒330-0846

さいたま市大宮区大門町3-1

☎048-644-5652

一般社団法人 全国青色申告会総連合

12月 補償開始は 平成28年12月1日スタートです

申込締切日	初回口座振替日	保険期間
平成28年 9月30日(金)	平成28年 11月28日(月)	平成28年12月1日午後4時より 平成29年12月1日午後4時まで

6月 補償開始は 平成29年6月1日スタートです

申込締切日	初回口座振替日	補償期間(中途加入)
平成29年 3月31日(金)	平成29年 5月29日(月)	平成29年 6月1日午後4時より 平成29年12月1日午後4時まで

共済制度引受団体 一般社団法人 全国青色申告会総連合 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301
団体総合生活補償保険取扱代理店 (株)ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301
団体総合生活補償保険引受保険会社 三井住友海上火災保険(株) 広域法人部営業第三課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6694

*当制度は、青色申告会会員、専従者、従業員ならびにそのご家族の皆さまのみを対象(P3を参照ください)としています。
一般の方は、ご加入できません。

病気により入院または手術をされたら

ご所属の青色申告会を通して、取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。



制度の特長 「疾病入院補償」の主な特長

- 1 団体契約の割引**が適用されています。
- 2 疾病の入院・手術**に対して補償
日帰り入院から最高90日まで補償
- 3 自動更新**で期限切れの心配なし
半年ごとの掛金口座振替で毎年自動継続(満70才で規約脱退)
- 4 簡単な加入手続き**
健康診査などの手続は一切不要(健康状況について告知いただくだけです)
- 5 介護医療保険料控除**の対象です。(経費処理する場合を除く)

税法上の取り扱いについて

加入者	勘定科目	所得控除
事業主	事業主貸	介護医療保険料控除(注1)
専従者	事業主貸	介護医療保険料控除(注1)
従業員	福利厚生費	控除なし(注2)
専従者と従業員	福利厚生費	控除なし(注3)
家族	事業主貸	介護医療保険料控除(注1)

(注1) 掛金のうち保険料分について、介護医療保険料控除が適用されます。
 (注2) 従業員が掛金を負担する場合(預かり金処理)、従業員の介護医療保険料控除となります。
 (注3) 専従者は他の従業員と同一の補償内容である場合、従業員とあわせて必要経費に計上できます。
 上記税務処理の詳細につきましてはご所属の青色申告会または最寄りの税務署にご確認ください。

支払実績

「疾病入院補償」はこんなにお役に立っています。

平成26年度支払実績のご紹介

支払総額 **6,987.9万円**

主な内訳

- 入院 4,113.5万円
- 手術 2,386.4万円
- 証明書代 488万円

- 👉 **加入者約12人に1人が保険金請求**
お支払総額は約7千万円。請求された加入者は在籍者の約8.0%、12人に1人にもなります。
- 👉 **「短期入院」はもちろん「手術」でもお役に立っています。**
「入院保険金」支払件数の多くは10日未満の短期入院。「手術保険金」の請求では入院のともなわない、内視鏡手術による大腸ポリープ切除術や白内障手術などもありました。

補償内容・保険金額

【基本補償】

		20~54才の方	55~69才の方
団体総合生活補償保険	病気で入院をされたとき (疾病入院保険金日額) <small>日帰り入院から補償</small>	1日あたり 7,200円	1日あたり 5,850円
	手術を受けられたとき (疾病手術保険金)	①入院中に受けた手術(疾病入院保険金日額)×10倍 ②入院外に受けた手術(疾病入院保険金日額)×5倍	
	放射線治療を受けられたとき (放射線治療保険金)	1回の放射線治療について、 (疾病入院保険金日額)×10倍	
共済	入院・手術証明書代 ※請求事由1件につき1回	一律1万円	

●掛金(保険料+共済掛金等)

年令(平成28年12月1日時点の満年令)に応じて異なります。

満年令	半年ごと掛金	1ヵ月あたりとした場合	満年令	半年ごと掛金	1ヵ月あたりとした場合
20~24才	3,600円	600円	45~49才	6,960円	1,160円
25~29才	4,860円	810円	50~54才	9,060円	1,510円
30~34才	5,580円	930円	55~59才	10,380円	1,730円
35~39才	5,580円	930円	60~64才	14,040円	2,340円
40~44才	5,460円	910円	65~69才	20,580円	3,430円

※保険契約者である一般社団法人 全国青色申告会総連合から引受保険会社へは保険料を一時払で支払います。ご加入者は、半年ごと掛金として一般社団法人 全国青色申告会総連合にお支払いいただけます。なお、掛金には一般社団法人 全国青色申告会総連合の自家共済負担分(入院・手術証明書代掛金、共済制度運営費等)が含まれています(詳細については、7ページをご覧ください)。
 ※掛金(保険料)は、平成28年12月1日を基準日として、毎年その時点での満年令をもとに算定します。

加入資格(加入継続資格)・お申込み方法など

青色申告会会員、専従者、従業員ならびにそれぞれのご家族の方がご加入できます
 (新規加入は満20才~満65才未満の方、継続加入は69才以下の方)。

加入資格(被保険者(補償の対象者)となれる方)

- お申込人となれる方は青色申告会会員に限りません。
- この制度で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、青色申告会会員、専従者、従業員およびそのご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。
- 平成28年12月1日時点において、年令が満20才から満65才未満の方が新規加入できます(補償は70才の誕生日後の最初に到来する12月1日目で自動継続可能です)。

お申込み方法

- 加入申込票、口座振替依頼書に必要事項を記入押印の上、所属の青色申告会へお申込みください。
- 掛金は、6ヵ月分前納です(半年に1回、口座振替となります。口座振替は、5月・11月の27日です。27日が休業日の場合は翌営業日となります。)。通帳印字は、「アオシッペイ」「NICOS」「ニコス」「クレジット」等となります。

- ※ご加入時より前に発病した病気については保険金をお支払いしません。ただし、継続加入である場合で、病気を発病した時が、その病気による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
- ※疾病入院補償では、所属の青色申告会において各年12月1日または6月1日の補償開始にあわせて脱退(解約)の申し出をとりまとめています(9ページ「注意喚起情報のご説明」における□□□□内に該当する場合があります)。詳しくはご所属の青色申告会にお問い合わせください。
- ※脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は補償が継続されます。

加入できない方

- 下記のいずれかの疾病で過去1年以内に入院・手術および医師の指示による2週間以上の通院、服薬、治療を受けたことがある方
 白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧症、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ(症候群)、子宮筋腫、糖尿病 腎盂炎、パーキンソン病、多発性硬化症、筋ジストロフィー症、脊椎カリエス、膠原病
- これまでに、医師に悪性新生物(ガン)^(注)と診断されたことがある方
 (注) 上皮内新生物を含みます。
- 下記の精神障害の罹患経験がある方(治療している方も含みます)
 認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害、ストレス関連障害、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害